

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく「新たな化学物質規制」に関するご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ 通知対象物に係る代替化学名等の通知制度の整備

よくあるお問い合わせ

- ラベル・SDS
- ・ ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か
 - ・ ラベルやSDSの表示義務は
 - ・ 海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか
 - ・ 秘密保持の対応について

- リスクアセスメント
- ・ 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか
 - ・ 「CREATE-SIMPLE」の使用方法
 - ・ リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか

- 政省令
- ・ 化学物質の「自律的管理」とはどういうことか
 - ・ 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか
 - ・ 特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か
 - ・ 濃度基準値の確認方法は
 - ・ 譲渡提供で必要なこと

開設期間 令和8年 4月1日～令和9年 3月18日
(土日祝日、年末年始除く)
月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00除く)



050-5577-4862



お問い合わせフォーム

テクノヒル 相談窓口

検索

テクノヒルHP (<https://technohill.co.jp/>) よりご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただく場合があります。

